



石運整第140号の2  
令和元年9月12日

路線バス運送事業者 各位

石川運輸支局長



ドライバー異常時対応システムを搭載した一般路線バスに係る留意事項の周知について

事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事故については、毎年多く発生しており、国土交通省としては、自動車運送事業者に対して、法令に基づく運転者の健康診断の実施をはじめとした、運転者に対する健康管理を適切に行っていただくよう、機会があるごとに周知しているところです。

そのような中、ドライバー異常時対応システムを搭載した貸切バス及び高速乗合バス車両が昨年から発売されているところですが、今般、同様のシステムを搭載した路線バス車両が発表され、今後の普及が見込まれます。

本システムを適切に活用するためには乗客の協力が欠かせないことから、本システムの目的や操作方法、注意すべき事項等について乗客に対して周知する必要があり、特に、立席を有し、乗降が頻繁に行われる路線バスの乗客に対しては、車内事故防止の観点からも、本システムに関する周知を十分に行うことが必要です。

については、下記の事項について周知徹底をお願い致します。

#### 記

ドライバー異常時対応システムを搭載した路線バスについて、以下のことを乗客、特に立席の乗客が理解できるように配慮し、周知すること

- (1) 当該車両に本システムが搭載されている旨及びその目的
- (2) 本システムの操作方法
- (3) 本システムの発する音、表示及びその意味
- (4) 本システム作動時における留意点
- (5) 運転者の異常時以外は本システムを作動させないこと。